

練馬区
障害者計画
第三期障害福祉計画

(平成24年度～平成26年度)

平成24年(2012年)3月

練馬区

SP コードについて

各ページの角に印刷された模様は「SP コード」といいます。

市販の「活字読み上げ装置」を利用して音声を聞くことができます。模様の印刷された部分を装置に差し込んで読み取らせてます。

なお、模様の印刷された部分には、位置をわかりやすくするために、ページの端に「切りかき」をつけています。

表紙の絵について

作者：練馬区立光が丘障害者地域生活支援センターすてっぷ 百瀬 賢太郎さん

題名：「ハートがいっぱい」

はじめに

このたび、平成 24 年度から 26 年度までの 3 か年を計画期間とする練馬区障害者計画・第三期障害福祉計画を策定いたしました。

この計画は、障害のある方が地域の中で自分らしい自立した生活ができる社会を目指すための施策やサービスの供給量などをお示ししたものです。

区ではこれまで、現行の障害者計画や障害福祉計画に基づき障害のある方の地域での自立した生活を総合的・計画的に支援してまいりました。新たな両計画の策定は、障害者基本法や障害者自立支援法、児童福祉法の改正、障害者虐待防止法の制定など障害者福祉法制度の大きな転換期を迎えている中で、進めてきたものであります。

この策定に当たっては、障害者福祉法制度改革の動向を踏まえつつも、障害のある方の生活状況やご意向などを十分に把握することが重要と考え、5,000 人の方々を対象とした障害者基礎調査を行うとともに、障害者団体へのヒアリングを実施しました。さらに、これらの結果をもとに公募区民や障害者団体、学識経験者等からなる練馬区障害者計画懇談会でご検討いただき、計画策定に向けたご提言をいただきました。

このたび策定した両計画においては、練馬区障害者計画懇談会、庁内検討委員会での検討結果を踏まえ前計画の計画目標を継承することとし、新たに基本理念として日々の暮らしや将来における「あんしん」や「いきがい」、地域の方々との「つながり」の 3 項目を設定いたしました。さらに、施策展開の視点として、「ライフステージを踏まえた支援の充実」、「地域のつながりによる支援の充実」を定め、障害者地域生活支援センターにおける相談支援機能の強化や、新たな日中活動の場となる地域活動支援センターⅢ型の整備、障害児への相談・療育機能の拡充を目指す（仮称）こども発達支援センターの整備など多くの施策を計画事業に位置付けました。

区では、この練馬区障害者計画・第三期障害福祉計画に基づき、計画事業を着実に推進し、障害のある方の自立した地域生活を支援してまいります。引き続き、区民の皆様にはご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画策定にあたり、多くの区民の皆様から貴重なご意見やご提案をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

平成 24 年 3 月

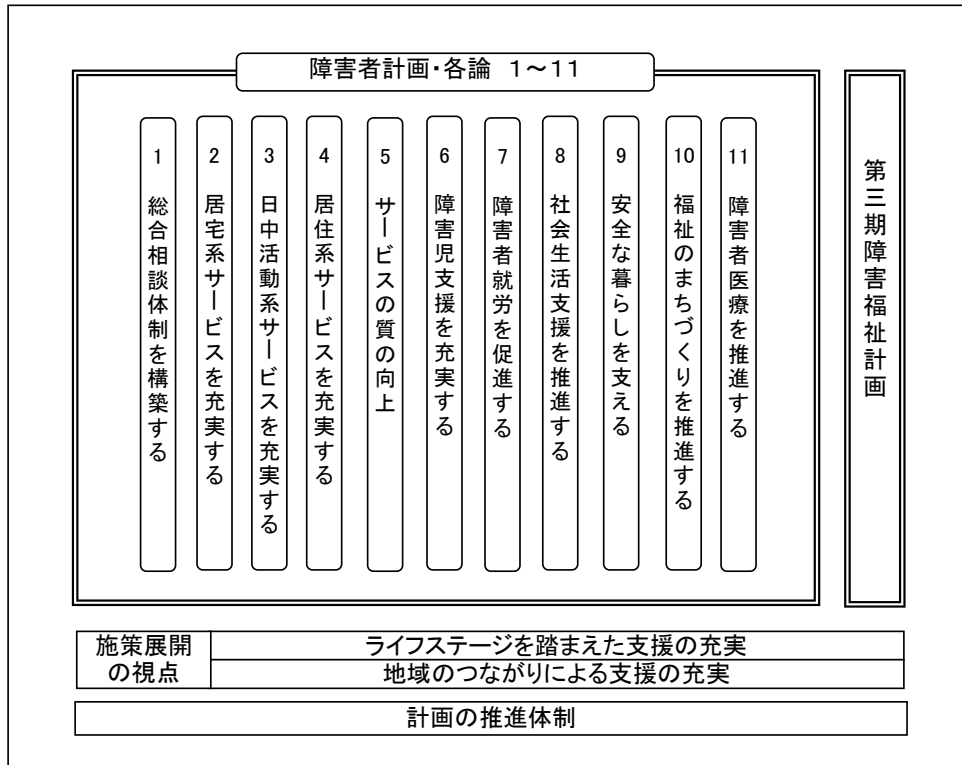
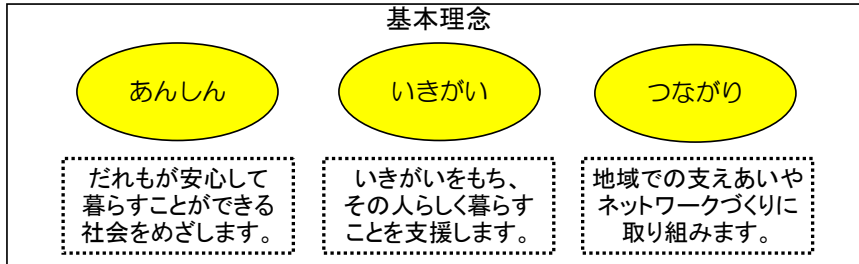
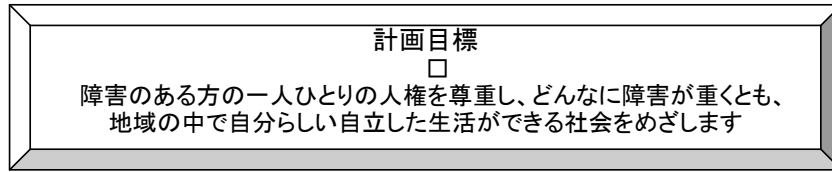


練馬区長 志村 豊志郎

目 次

I 総論	1
1 計画の基本的な考え方	3
(1) 計画策定の趣旨	3
(2) 計画期間	4
(3) 計画策定の進め方	4
(4) 他計画との関係	5
(5) 計画目標	6
(6) 計画目標の趣旨	6
(7) 基本理念	7
(8) 施策展開の視点	8
(9) 計画の推進体制	10
2 現況と課題	11
(1) 障害者施策の動向	11
(2) 改定練馬区障害者計画・第二期障害福祉計画期間中の状況	12
(3) 団体ヒアリングでのご意見	15
(4) 障害者地域自立支援協議会からのご意見	16
3 障害者計画懇談会からの提言	17
計画の体系図	20
II 各論	23
1 総合相談体制を構築する	25
2 居宅系サービスを充実する	31
3 日中活動系サービスを充実する	35
4 居住系サービスを充実する	39
5 サービスの質の向上	43
6 障害児支援を充実する	47
7 障害者就労を促進する	53
8 社会生活支援を推進する	59
9 安全な暮らしを支える	67
10 福祉のまちづくりを推進する	71
11 障害者医療を推進する	75
III 第三期障害福祉計画	79
1 第三期障害福祉計画の策定にあたって	81
2 平成26年度における数値目標	81
3 障害福祉サービスの供給見込み量および算定の考え方	83
4 地域生活支援事業の供給見込み量および算定の考え方	88
巻末資料	93

計画の構成



障害者計画と障害福祉計画の関係について

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障害者の自立と社会参加の支援等のための施策に関する基本的な計画です。

障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づき、障害者基本法の基本原則にのっとった、必要な障害福祉サービス等の提供体制を確保するための計画です。

本計画書中の表記について

○ 障害についての表記

本計画書の中では、国の障がい者制度改革推進会議による第二次意見および平成 22 年度に区で実施した障害者基礎調査の結果により、「障害」と漢字表記しています。

○ 障害者についての表記

本計画書の中では、実施する事業や法令等からの引用については「障害者」と、その他は「障害のある方」と表記しています。

○ 子どもについての表記

本計画書の中では、障害児支援の対象となる子どもについて、実施する事業の根拠法令等に基づき、「障害児」、「障害のある幼児・児童・生徒」、「発達に心配のある子ども」等の複数の表記をしています。